

START運営委員会(第四回取扱制度TF 第二回インサイダー類似行為への対応検討部会)  
議事要旨

開催日時：2024年10月17日(木) 10:00~11:09

開催場所：オンライン

参加TF：取扱制度TF

出席企業：

いちご投資顧問株式会社  
S M B C日興証券株式会社  
株式会社 S B I証券  
ケネディクス株式会社  
大和証券株式会社  
東海東京証券株式会社(※)  
野村証券株式会社

(※)オブザーバー

議事要旨

- 資料に基づき、主な意見の照会と意見を踏まえた対応について説明。
- 重要事実の定義に向けた検討を実施。
- 主な意見等
  - II. ①ファンドの運営主体に関する事実-1
    - ファンドの実態に合わせた定義付けの検討が必要。
  - II. ①ファンドの運営主体に関する事実-2
    - 発行体が提携出資するファンド運用会社の運用委託契約まで含まれるのか、再整理が必要。
  - II. ①ファンドの運営主体に関する事実-3
    - 法律上の定義に該当する法人に関する事象を自動的に重要事実として取り込んだ場合、範囲が広がり、投資者へ提供する情報として意味を成さないため、何らかの調整が必要。
    - 主要な関係法人の範囲を事細かに規定することで参入障壁となり得る等、市場の拡大にマイナスの影響が出る可能性。
  - II. ②ファンドの資金に関わる事実
    - ファンドにおける支援措置を想定する場合には、債務免除や金利減免が発生する前段階でのトリガーが有効。
    - ファンドの借入の条件変更やリファイナンスは発生し得るため、該当範囲の検討が重要。ただし、余りに広範囲とした場合には全てがインサイダー情報になりかねない。
    - 投資家の予見性の有無で対象を広げ過ぎない方が良い。

II. ③運用対象資産の管理に関わる事実

- 利益相反取引を含める必要はないのではないか。
- 投資家は信託契約や PL 契約などよりも、テナントの賃貸借契約に注目するのではないか。

II. ④運用対象資産自体に関わる事実

- 毀損の原因で分類する必要はなく、ファンドからの資金利用の必要の有無の観点とするべき。
- 個別物件という特徴から、毀損の割合が重要。また、インサイダーの観点では災害発生時の最初の情報把握者が誰に当たるのかを整理する必要。
- 物件の毀損以外にも、物件価値の下がる事件・事故も論点とすべき。

II. ⑤その他

- 機動的に優待内容が変更するような UT の発行等を阻害しないために、慎重な議論が必要。
- 
- 次回、第三回インサイダー類似行為への対応検討部会（12 月）において、重要事実の検討を深耕予定。

以上